

現行	改訂
投資信託の取引にかかる一般規約	投資信託の取引にかかる一般規約
本人確認等	本人確認等
<p>第1条 「犯罪による収益移転防止に関する法律」およびその他の関連法令に基づく取引時確認の手續き、取引時確認のための証明書類、証明手續きは別途定める通りとします。取引時確認ができない場合、お取引をお断りすることがあります。</p> <p>2 税法等の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示及び居住地等を記載した届出書（以下、「届出書」という）のご提出が必要です。届出書のご提出がない場合には、口座開設をお断りする場合があります。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認ができない場合には将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買取をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
<p style="text-align: center;">現行記載なし</p>	<p>3 取引の制限等</p> <p>① 当行は、お客様の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。</p> <p>② 当行は、お客様が正当な理由なく前項に定める各種確認や資料の提出に別途定める期日までに応じないときは、投資信託の取引の一部を制限することがあります。</p> <p>③ 当行は、第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の対応、具体的な投資信託の取引の内容、お客様の説明内容及びその他の事情を考慮して、マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、投資信託取引の一部を制限することがあります。</p> <p>④ 当行は、投資信託の取引がマネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められるときは、お客様に通知することにより、当該投資信託の取引を解除することができるものとします。</p> <p>⑤ 当行は、第2項及び第3項に定めるいずれの投資信託の取引の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認めるときは、当該投資信託の取引の制限を解除するものとします。</p>
免責事項等	免責事項等
<p>第16条 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。</p> <p>① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名、あるいは当行ウェブサイトに掲げる対象取引において暗証番号読取機に入力された暗証と当行に登録済みの暗証とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
<p>2 当行が第15条第2項により投資信託取引を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。</p>	<p>2 当行が第1条第3項第2号ないし第4号、第1条の2 および第15条 により投資信託取引を制限・停止または解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生した場合には、お客様がそれらを負担します。また、当行は、同条項による制限・停止または解約によってお客様にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。</p>
附則	附則
第1条 この規約は、2020年4月10日から施行する。	第1条 この規約は、2021年7月5日から施行する。
株式会社SMBC信託銀行 K015D TTF2010	株式会社SMBC信託銀行 K015D MPMP2107